

消防水利施設の設置に関する技術上の基準

この基準は、加古川市開発事業の調整等に関する条例施行規則（平成 19 年 10 月 1 日施行。以下「規則」という。）第 10 条の規定に基づき、消防水利施設の設置に必要な技術上の基準等を定めるものとする。

1 技術基準

(1) 消火栓及び防火水槽の位置

ア 消火栓及び防火水槽は、消防自動車容易に部署できる位置とすること。

イ 消火栓の配置については、開発事業区域内を歩行距離 100 メートル以内で包含すること。ただし、開発事業区域内に消火栓を設置することができないときは、同区域内の適当な場所に 40 立方メートル相当の防火水槽を設置することをもって、消火栓 1 基を設置したとみなすことができる。

(2) 消火栓の規格

消火栓は呼称 65 の口径とし、水道配管径については、上下水道事業管理者が消防長の意見を考慮の上、決定するものとする。

(3) 防火水槽の規格

ア 防火水槽は、有蓋地下式とすること。

イ 防火水槽は、耐震性能を有する二次製品（財団法人日本消防設備安全センター認定品）を可能な限り使用すること。また、二次製品以外の防火水槽については、十分な耐震性及び防水性を有すること。

ウ マンホール型防火水槽については、次のとおりとする。

(ア) 吸管投入孔は、2 箇所以上とすること。

(イ) 道路境界から吸管投入孔の中心までの距離が 2.5 メートル以内、又は道路境界から吸管投入孔の中心までの水平距離と水槽底に達するまでの垂直距離の和が 7 メートル以内とすること。

(ウ) 1 箇所以上の吸管投入孔の下部には、腐食しない材質のタラップを設けること。

(エ) 防火水槽の蓋は、鋳鉄製とし、図 1 による市消防本部指定のものとする。

エ 採水口型防火水槽については、次のとおりとする。

(ア) 採水口は、単口とすること。

(イ) 道路境界から採水口までの距離が 2.5 メートル以内、又は道路境界から採水口までの水平距離と水槽底に達するまでの垂直距離の和が 7 メートル以内とすること。

(ウ) 採水口は、できる限り防火水槽の直近上部に設置すること。

(エ) 採水口には、「防火水槽採水口」と明示すること。

(オ) 給水口、空気口及び点検口を設けること。ただし、これらの機能を有し、兼用することができるものについてはこの限りでない。

(4) 公設防火水槽用地

ア 市に帰属する公設防火水槽用地（以下「帰属用地」という。）は、他に使用目的のない専用の用地とすること。

イ 帰属用地の一边は、幅員 5 メートル以上の公道に接し、原則、他の三辺は防火水槽躯体から 1 メートル以上の余地を確保すること。

ウ 採水口を設ける場合の帰属用地は、採水する面が幅員 5 メートル以上の公道に接し、採水口の周囲は 0.5 メートル以上の余地を確保すること。

エ 帰属用地は、土間コンクリート施工とすること。

オ 帰属用地の境界は、市の指定する境界プレート等で明確にすること。

カ 帰属用地の柵（区画）の仕様は、図 2 に準じたものとする。

(5) 私設防火水槽用地

ア 私設防火水槽用地は、幅員 5 メートル以上の公道に接していること。ただし、消防自動車容易に進入できる敷地内の用地にあっては、この限りでない。

イ 防火水槽の採水する部分については、表示等により消火活動に支障を来すことのないよう維持管理すること。

(6) 消火栓及び防火水槽の標示

ア 消火栓蓋及びマンホール型防火水槽の蓋周囲には、幅 0.1 メートル以上の黄色溶着塗装により表示すること。ただし、何らかの理由により表示することが困難な場合は、代替措置を講じること。

イ 防火水槽には、図 4 に基づき用地内に 575 型防火水槽標識板（鉄製）を支柱掲出すること。また、私設防火水槽については、その付近に支柱掲出すること。ただし、周囲の状況から支柱掲出が困難な場合は、堅固な外壁等に掲出すること。

ウ 私設防火水槽については、標識板の支柱に「私設」の標識を設置すること。

(7) はしご車の進入路

ア 規則別表第 8. 2. (1) アただし書きについては、図 5 によるものとする。

イ 規則別表第 8. 2. (1) イに規定するはしご車の最小回転に必要な空地の算出については、図 6 によるものとする。

(8) 消防活動用空地

ア 消防活動用空地の表示は、図 7 によるものとする。

イ 前項の表示が困難な場合は、図 7-2 の標識を進入路から見やすい位置に掲出すること。

(9) 消防活動用空地の代替

規則別表第 8. 2 ただし書きについては、道路からはしご車を使用し、架線等の架梯障害がなく有効に警防活動が行える場合とする。ただし、これによりがたいときは、次に定めるいずれかによるものとする。

ア 各住戸を連続するバルコニーで接続する共同住宅にあっては、(ア) 又は (イ) に該当する場合

(ア) 3 階以上の階において、廊下とバルコニーを接続し、二方向から

消防隊が容易に住戸等に進入することができること。

(イ) 3階以上の階において、バルコニーを供用する住戸等に消防隊が上下階から容易に進入することができる金属製避難はしごを設置し、かつ、その直近の地盤面に幅、奥行きとも2メートル以上の活動空地と道路からその活動空地に通じる幅1メートル以上の進入路を確保すること。また、上下操作式避難ハッチについては、1辺が0.7メートル以上のものとする。

イ 建築基準法施行令第129条の13の3に定める構造の昇降機が設置されている場合

2 同意申請前の現地立会い

開発事業を実施しようとする者（以下「事業者等」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可を要する事業を実施しようとする者は、開発事前届（加古川市開発事業の調整等に関する条例第17条第1項に基づく届をいう。）を提出した後、消防長が現地立会いを求めたときは、その求めに応じなければならない。

3 同意申請

(1) 前項の許可を要する事業を実施しようとする者は、同意申請について様式第2号（同意申請書）を正副2部作成後、消防長に申請し、同意を得なければならない。この場合において、事業者等は消防長が現地立会いを求めたときは、その求めに応じなければならない。

(2) 設置される消防水利施設の詳細については、様式第2号の2（消防水利施設の詳細）を添付すること。

(3) 前項の許可を要する事業を実施しようとする者は、消防水利施設の維持管理責任を明確にするため、市に帰属される消防水利施設は様式第2号の3（誓約書）を、また市に帰属されない消防水利施設は様式第2号の4（誓約書）を添付すること。

(4) 同意申請書の提出場所は、消防本部警防課とする。

4 検査

前項の同意申請書による申請の有無に関わらず、消防本部警防課の指導により消防水利施設を設置する事業者等が遵守すべき事項は次のとおりとする。

(1) 中間検査

ア 事業者等は、防火水槽を設置する場合、防火水槽を据え付けた時点において、位置、寸法等について消防長の検査を受けなければならない。また、防火水槽のうち二次製品以外については、配筋工事期間中にベース筋、スラブ筋の検査を受けなければならない。

イ 中間検査は、事業者等が必ず立ち会わなければならない。

ウ 事業者等は、時機を逸することのないよう消防長と連絡を密にとること。

(2) 水張検査

ア 事業者等は、中間検査完了後、防火水槽に水を張り、消防長の水位確認検査を受けなければならない。

イ 水張りの水位は、防火水槽スラブから概ね 0.1メートルの位置とすること。

ウ 水位の減水確認は、概ね一週間とし、消防長の漏水検査を受けること。

エ 事業者等は、時機を逸することのないよう消防長と連絡を密にとること。

(3) 完了検査

事業者等は、消防水利施設の設置完了後、完了検査の前までに様式第3号（消防水利施設設置完了報告書）を正副2部作成し、消防長に提出しなければならない。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。